

# 高額療養費の申請が簡単になります

高額療養費制度とは、1か月に支払った保険適用分の医療費が一定の額を超えた場合に、その超えた額が支給されるものです。

高額療養費の支給を受けるためには、これまで診療月ごとに医療機関等の領収書を添えて申請が必要でしたが、今後は初回の簡素化申請をすることで翌月以降の申請が不要となり、高額療養費の支給がある場合には指定口座へ自動振込します。

## ○対象者

前年度以前に国民健康保険税の滞納がない世帯

※短期被保険者証および資格証明書が交付されている世帯は対象外となりますので、診療月ごとに申請が必要です。

## ○申請方法

対象世帯には、診療月から約3か月後を目途に「国民健康保険高額療養費支給申請書兼承諾書」を送付しますので、郵送または国保年金係（⑫-1）の窓口で申請してください。

※これまでに高額療養費の申請をしたことがある世帯でも、あらためて簡素化の申請をしていただく必要があります。

## ○申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・世帯主名義の預金通帳
- ・世帯主のマイナンバーがわかるもの

※領収書の添付は不要です。

※世帯主以外の方が届出する場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

一度申請をされま  
すと、該当する診療月  
から約4か月後に自動  
でお振込みします。

## ○受付開始日

令和4年6月1日(水)～

※令和4年1月診療分から簡素化の対象となります。



## 注意事項

令和3年12月診療分以前の高額療養費については、支給申請簡素化の対象となりませんので、従来どおり領収書を添えて窓口で申請していただく必要があります

裏面に続きます

## ○簡素化が取消しになる場合

- 世帯主が変更または死亡した場合
- 口座解約等で指定された金融機関の口座へ振込ができなかった場合
- 国民健康保険税の滞納が生じて短期被保険者証または資格証明書が交付された場合
- 医療機関等への照会等により一部負担金（医療機関での窓口負担額）の未支払いが判明した場合
- 申請の内容に偽りその他不正があった場合

## ○その他

- 世帯主が変更または死亡した場合は、自動振込が停止されるため、新たな世帯主による申請が必要となります。
- 指定された金融機関の口座に高額療養費が入金できなかった場合は、速やかに口座変更の手続きをお願いします。
- 一部負担金の支払いについて、荒尾市から医療機関等に確認する場合があります。
- 所得の変更や審査等により高額療養費が過払いになった場合、返還請求または以後の高額療養費との調整をすることにご留意ください。
- 第三者行為（交通事故等）または業務上の事故による傷病において診療を受けた場合、別途届出が必要となります。
- 後期高齢者医療制度に移行した場合、別途高額療養費の支給申請が必要となります。

### 【申請・問合せ先】

〒864-8686 荒尾市宮内出目 390  
荒尾市役所 保険介護課 国保年金係  
電話 0968-63-1327